

まち・ひと・しごと創生法の概要

目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたり活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成
ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保
しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念（第2条）

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本とし、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備
- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

まち・ひと・しごと創生
創生本部
(第11条～第20条)

まち・ひと・しごと創生
総合戦略（閣議決定）
(第8条)

都道府県まち・ひと・しごと創生
総合戦略（努力義務）(第9条)

内容：まち・ひと・しごと創生に関する基本的方向等
勘案

副本部長（予定）：
内閣官房長官
地方創生担当大臣
本部員：
上記以外の全閣僚

案の作成
実施の推進

市町村まち・ひと・しごと創生
総合戦略（努力義務）(第10条)

内容：まち・ひと・しごと創生に関する基本的方向等
勘案

施行期日：公布日（平成26年11月28日）。ただし、創生本部・総合戦略に関する規定は、平成26年12月2日。

内容：まち・ひと・しごと創生に関する基本的方向等
勘案

「徳島県版・総合戦略」の構成イメージ

基本姿勢

「徳島県版・人口ビジョン」が描く将来像へ向け、人口減少の克服と持続可能な地域づくりを実現するための
今後5か年(2015～2019)の施策の方向性を示す

「まち」「ひと」「しごと」の創生と好循環の確立

- 「地方回帰」の新しい人の流れを生み、
○地域で暮らしこそ、学び、働き、子育てする人の希望がかなえられ、
○地域に活力があふれる

施策の方向性(イメージ)

基本目標(2020年)と基本的方向

- ◆「地方回帰」の加速 <ひとの創生>
- ◆安定した雇用の創出 <しごとの創生>
- ◆結婚・出産・子育ての希望実現 <ひとの創生>
- ◆活力ある暮らしがやすい地域づくり <まちの創生>

数値目標の設定と効果検証による
PDCAサイクルの構築

具体的な施策(想定される取組の例)

- ◆UIJターンや二地域居住の促進
企業・大学・政府機関等の地方移転
サテライトワークの推進(半X・半ICT)
地方大学の活性化(地元学生の定着促進)など
- ◆産業競争力の強化
創業支援、新産業の創出
国内外からの観光誘客
人材育成、女性の活躍推進 など
- ◆結婚から子育てまで切れ目のない支援
多様な働き方改革(ワーケーランス実現)
若者の自立と安定雇用 など
- ◆中山間地域等における生活サービス機能の維持
空き家対策、地域の担い手育成 など

